**塩尻市市民総合災害補償規則について**

１　趣旨及び内容

　　市民により構成されている団体が行う社会奉仕活動や、市の行う行事に参加した市民が、事故で死亡したり入院及び通院を伴う傷害を被ったりした場合、市では「塩尻市市民総合災害補償規則」に基づき、当該被害者に対して補償金（見舞金）を支払うことができます。

２　補償の要件

　　この補償金は、市が「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入していることに基づいて支払われるものですが、次の要件が満たされていなければなりません。

 (1)　区又は区に所属する団体が行う社会奉仕活動（ボランティア活動）であ

ること。

 (2)　市に事前の申出をし、承認を得たものであること。

　　（別紙、社会奉仕活動届出書を活動実施日より前に支所等に提出ください）

３　社会奉仕活動（ボランティア活動）の定義

 　 次の全ての要件を満たして行う、市から依頼を受けた住民のための業務・活動であること。

 (1)　無報酬で行われる活動であること。

 (2)　労力の提供がされること。（公共施設等の整備、清掃等）

（3） 団体の場合は当該団体の管理下、住民個人の場合は市の管理下で行われるもの。

４　補償金額

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 給　　付　　額 |
| 死亡給付金 | ５００万円　 |
| 後遺障害給付金 | 災害補償保険普通保険約款の規定により２０万円以上５００万円以下 |
| 入院補償給付金 | 入院日数　　１日以上　５日以下　　１万円　　　　　　　６日以上１５日以下　　３万円　　　　　　１６日以上３０日以下　　６万円　　　　　　３１日以上６０日以下　　９万円　　　　　　６１日以上９０日以下　１２万円　　　　　　９１日以上　　　　　　１５万円　 |
| 通院補償給付金 | 通院日数　　１日以上　５日以下　　５千円　　　　　　　６日以上１５日以下　　１万円　　　　　　１６日以上３０日以下　　３万円　　　　　　３１日以上６０日以下　　４万５千円　　　　　　６１日以上　　　　　　　６万円　 |

（別紙）

**社会奉仕活動届出書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）塩尻市長　　百　瀬　　敬

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ

　次のとおり社会奉仕活動を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 活動内容 |  |
| 日　　時 |  |
| 場　　所 |  |
| 参加人数 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 総務部 公共施設マネジメント課電　話：0263-52-0601（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）ＦＡＸ：0263-52-1158 |